

議第四十四号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号（一）の下に「及び（二）」を加え、同号（二）を同号（三）とし、同号（一）の次に次のように加える。

（二） 初動警察活動に関する事項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地域部の所掌事務を変更するため、この条例を定めようとする。

